

#### 4 確認にあたってのお願い

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の第5の四に示されているとおり特別な調査等を伴うものではなく、通常の注意力をもって当該者が外国人であると判断できない場合まで確認を求めるものではありません。

なお、確認にあたっては、人権やプライバシーの保護に十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

#### 5 特別永住者について

大阪府には、現在約29万人の外国籍の方が在住していますが、そのうち約7万人（約25%）が特別永住者の方です。

これらの方の多くは、終戦前からわが国に居住することとなり、日本国との平和条約の発効により日本国籍を離脱し、終戦後も引き続き居住している朝鮮半島出身者及びその子孫（「在日韓国・朝鮮人等」という。）の方で、今日まで私たちと生活を共にし、わが国の発展に寄与されてきました。

この在日韓国・朝鮮人等の方々は、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格の他、特別の法的地位が与えられている「特別永住者」となるため、就職など留活動に制限がありません。

したがって、**特別永住者（在日韓国・朝鮮人等）の方々は、外国人雇用状況の届出制度の対象外とされており、採用にあたり、外国人であることの確認等は必要ありません。**

特別永住者（在日韓国・朝鮮人等）の方は、日本語能力や履歴書での学歴・職歴及び運転免許の取得年月日等、その方の日本での生活期間によって推し量ることができます。

#### 【参考】 在留管理制度

平成24年7月9日から、入管法上の在留資格をもって本邦に中長期間在留する外国人を対象として法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握するための在留管理制度が施行されています。

**具体的には、わが国に中長期間にわたり適法に在留する外国人の方に、これまでの外国人登録証明書に代わる「在留カード」が交付されています。**

なお、特別永住者の方については、在留管理制度の対象とはなりません。外交人登録法が廃止されたこと及び外国人登録証明書がその法的地位等を証明するものであったこと等から、「特別永住者証明書」が交付されています。（上記「5 特別永住者について」を参照してください。）

※ 在留管理制度の対象となる中長期在留者とは、具体的には次の①～⑥のいずれにもあてはまらない外国人です。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された人
- ② 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ③ 特別永住者
- ④ 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ⑤ 「特定活動」の在留資格が決定された、台湾日本関係協会の本邦の事務所（台北駐日経済文化代表処等）若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方
- ⑥ 在留資格を有しない人

★在留管理制度にかかる詳細は、法務省出入国在留管理庁のホームページでご確認ください。

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/faq/newimmiact\\_4\\_index.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/faq/newimmiact_4_index.html)



外国人雇用状況届出のお問い合わせは、最寄りのハローワークまたは大阪労働局まで

ホームページは

大阪労働局

検索

（令和6年5月）

※本冊子は令和6年3月1日時点の情報をもとに作成しています。

# 外国人労働者を雇用する 事業主のみなさまへ



## 外国人雇用状況の届出が義務付けられています

### 1 外国人雇用状況の届出制度の概要

◎ 平成19年10月1日から、すべての事業主の方には、外国人労働者（※特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く）の雇入れ及び離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間、在留カード番号等について確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることが義務付けられています。（届出を怠ると、30万円以下の罰金が課されます。）

◎ **ハローワーク窓口への届出のほか、郵送や電子申請により届け出することも可能です。**

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>

「外国人雇用状況届出システム」で検索してください。



※ 特別永住者については裏面をご覧ください。

### 2 届出ハローワーク

外国人労働者が雇用されているそれぞれの事業所を管轄しているハローワークに届出が必要となります。ただし、雇用保険の事業所非該当施設に雇用されている場合は、雇用保険の被保険者であるか否かで、下記のとおり届け出るハローワークが異なります。

雇用保険被保険者…雇用保険適用事業所を管轄するハローワーク

（雇用保険被保険者資格取得届及び喪失届により届出）

雇用保険被保険者以外…当該事業所（非該当施設を含む）を管轄するハローワーク

（様式第3号により届出）

### 3 届出事項・方法・期限

#### ① 雇用保険の被保険者の場合

雇用保険の被保険者資格の取得届及び喪失届に、被保険者氏名、国籍・地域、在留資格、在留期間、在留カード番号等を記載して届け出てください。

【届出期限】 雇用保険被保険者資格取得届及び喪失届の提出期限と同様

雇入れ時の届出 …被保険者資格を取得した（雇入れ）日の翌月10日まで

離職時の届出 …被保険者資格を喪失した日の翌日から10日以内

※ 様式第3号によりすでに外国人雇用状況の届出が済んでいる場合は、備考欄に「様式第3号によって届出済」と記載してください。

※ 電子申請によりすでに外国人雇用状況の届出が済んでいる場合は、備考欄に「電子届出によって届出済」と記載してください。

#### ② 雇用保険の被保険者ではない場合

届出様式（様式第3号は厚生労働省・労働局ホームページからダウンロードすることも可能です。）に、氏名、在留資格、在留期間、在留カード番号、生年月日、性別、国籍・地域等を記載して届け出てください。

【届出期限】 雇入れ、離職の場合ともに翌月末日まで（例：10月1日の雇入れ→11月30日）

◎ 氏名についてはローマ字での記入及びフリガナの記入をお願いします。

◎ 独立行政法人、国立大学法人、公社等についても届出が必要となります。

（なお、国、地方公共団体については、上記①及び②に準じた通知が必要となります。）

◎ 雇用期間中に氏名の変更、他事業所への転勤、帰化された場合等は、その旨についてハローワークに届出をお願いします。（詳細については、最寄りのハローワークにお問い合わせください。）

※ 事業主以外の方（社会保険労務士を除く）が様式第3号により届出を行うときは、外国人雇用状況届出代理人選任（解任）届の提出が必要となります。

## 【外国人雇用状況届出のよくある質問】

**Q1. 雇入れのとき、氏名や言語などから外国人であることが判断できず、外国人雇用状況届出を行わなかったのですが、罰則等を受けることがありますか。**

A1. 事業主は雇入れにあたっては、特別な調査を伴うものでなく、氏名や言語などからその人が外国人であることが一般的に明らかな場合に在留資格等の確認を行うこととなっています。  
 例えば、通称として日本名を用いており日本語が堪能な場合など、通常の注意力をもって外国人であると判断できない場合まで確認を求めるものではありませんので、こういった場合、確認、届出を行わなかったからといって、労働施策総合推進法違反を問われることにはなりません。  
 なお、確認のため、在留カードの提示を求める場合は、事前に使用目的を十分に説明してください。また、届出が必要でない外国人（特別永住者）にまで求めているか、特に人権上の配慮が必要です。

**Q2. 雇用保険被保険者の外国人労働者の資格取得（喪失）届を提出した際、外国人労働者に関する事項についての記載が漏れてしまいました。再度、雇用保険資格取得（喪失）届で提出すればよいですか。**

A2. 様式第3号により、届出を行ってください。なお、余白部分に「雇用保険被保険者資格取得（喪失）届提出済み」と付記して提出してください。

**Q3. 短期のアルバイトを雇用した場合も届出が必要ですか。**

A3. 雇用する期間、労働時間の長短にかかわらず、届出を行ってください。  
 在留資格が留学や家族滞在の方などは、就労にあたって資格外活動の許可が必要ですので、「資格外活動許可書」等を確認して届出を行ってください。  
 在留カードをお持ちの方は、カードの裏面に資格外活動にかかる許可内容が記載されています。

**Q4. 在留資格の確認を行いました特定活動と記載されていましたが、届出にあたって他に確認は必要ですか。**

A4. 在留資格が特定活動の方については、就労が認められるかどうか個々の許可内容によって変わってくるため、指定された活動の内容が記載された「指定書」の確認も行った上で届出を行ってください。  
 （例）：特定活動（本邦大学卒業生）

**Q5. 在留資格の確認を行いました特定技能1号（又は2号）と記載されていましたが、届出にあたって他に確認は必要ですか。**

A5. 在留資格に加えて特定産業分野も届出が必要となるため「指定書」の確認を行った上で届出を行ってください。  
 （例）：特定技能1号（介護）

**Q6. 面接時あるいは書類選考時において、在留カード等のコピーを提出してもらってもよいですか。**

A6. 在留カード等は、選考に不要な「国籍・地域」等の情報も含まれているため、採用選考時において提出を求めることは適当ではありません。

その他、厚生労働省のホームページにもQ&Aが掲載されていますので、ご覧ください

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html)



## こんなときは……

★労働条件・賃金・解雇等について問い合わせしたい  
 事業場を管轄する労働基準監督署

大阪中央 労働基準監督署	06-7654-1176	天 満 労働基準監督署	06-7658-4564
大阪南 労働基準監督署	06-7655-1115	大阪西 労働基準監督署	06-7664-3840
西野田 労働基準監督署	06-7222-3013	淀 川 労働基準監督署	06-7668-0037
東大阪 労働基準監督署	06-7655-6431	岸和田 労働基準監督署	072-449-8740
堺 労働基準監督署	072-340-4038	羽曳野 労働基準監督署	072-942-4520
北大阪 労働基準監督署	072-391-2953	泉大津 労働基準監督署	0725-27-0898
茨 木 労働基準監督署	072-604-5491		

★外国人雇用状況届出について問い合わせをしたい  
 事業所を管轄するハローワーク

ハローワーク 梅 田	06-6344-8609 ☎	ハローワーク 大阪東	06-6942-4771 ☎
ハローワーク 大阪西	06-6582-5271 ☎	ハローワーク 阿倍野	06-4399-6007 ☎
ハローワーク 淀 川	06-6302-4771 ☎	ハローワーク 堺	072-238-8301 ☎
ハローワーク 布 施	06-6782-4221 ☎	ハローワーク 岸和田	072-431-5541 ☎
ハローワーク 池 田	072-751-2595 ☎	ハローワーク 泉大津	0725-32-5181 ☎
ハローワーク 藤井寺	072-955-2570 ☎	ハローワーク 枚 方	072-841-3363 ☎
ハローワーク 泉佐野	072-463-0565 ☎	ハローワーク 茨 木	072-623-2551 ☎
ハローワーク 河内長野	0721-53-3081 ☎	ハローワーク 門 真	06-6906-6831 ☎

☎マークのあるハローワークでは、音声ガイダンスによる電話案内を実施しています。

★外国人の入国や在留手続きの場所は

法務省大阪出入国在留管理局

電 話 0570-064259（ナビダイヤル）

★外国人の入国や在留手続きに関するご相談は

外国人在留総合インフォメーションセンター

電 話 0570-013904（全国同一番号）

【IP電話・海外から：03-5796-7112】

★法務省出入国在留管理庁のホームページ

<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>



★技能実習制度について知りたい

○監理団体の許可

外国人技能実習機構 本部事務所

電 話 03-6712-1923

○技能実習計画の認定

外国人技能実習機構 大阪事務所

電 話 06-6210-3351

★留学生のインターンシップを受け入れたい、あるいは卒業後の採用について相談したい

大阪外国人雇用サービスセンター

電 話 06-7709-9465

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-foreigner/>



※求人のお申込みについては、求人申込書【大卒等】を記入のうえ事業所を管轄するハローワークにご提出ください。



# 外国人雇用状況届出書 【記入例2：雇用保険の被保険者ではない外国人労働者の場合】

〈雇入れ時の届出記載例〉

〈離職時の届出記載例〉

様式第3号（第10条関係）（表面）

~~雇~~ ~~入~~ ~~れ~~  
に係る外国人雇用状況届出書

フリガナ（カタカナ） ①外国人の氏名 （ローマ字）	姓 チヨダ CHiyODA	名 ジェニファー JENNIFER	ミドルネーム ヨウコ YOKO
②①の者の在留資格	留学		③①の者の在留期間 （期限） （西暦） 0000年00月00日 まで
④①の者の生年月日 （西暦）	1989年1月25日	⑤①の者の性別	1男・②女
⑥①の者の国籍・地域	米国		⑦①の者の資格外 活動許可の有無 ①有・2無
⑧①の者の 在留カードの番号 （在留カードの右上に記載され ている12桁の英数字）	A	B	1 2 3 4 5 6 7 8 C D

雇入れ年月日 0000年00月00日 離職年月日 年 月 日

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第10条第3項の規定により上記のとおり届けます。 00年00月00日

事業主	雇入れ又は離職に係る事業所 （名称）株式会社 労働局 大阪西営業所 （所在地）大阪市00001-2-34 TEL 06-0000-0000	雇用保険適用事業所番号 0000-0000-00
	主たる事務所 （名称）株式会社 労働局 （所在地）大阪市00001-3-8 TEL 06-0000-0000	
氏名	代表取締役 労働 大助	

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	000 公共職業安定所長 殿
--------------------	----------------------	----	-------------------

様式第3号（第10条関係）（表面）

~~雇~~ ~~入~~ ~~れ~~  
に係る外国人雇用状況届出書

フリガナ（カタカナ） ①外国人の氏名 （ローマ字）	姓 チヨダ CHiyODA	名 ジェニファー JENNIFER	ミドルネーム ヨウコ YOKO
②①の者の在留資格	留学		③①の者の在留期間 （期限） （西暦） 0000年00月00日 まで
④①の者の生年月日 （西暦）	1989年1月25日	⑤①の者の性別	1男・②女
⑥①の者の国籍・地域	米国		⑦①の者の資格外 活動許可の有無 1有 2無
⑧①の者の 在留カードの番号 （在留カードの右上に記載され ている12桁の英数字）	A	B	1 2 3 4 5 6 7 8 C D

雇入れ年月日 年 月 日 離職年月日 0000年00月00日

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第10条第3項の規定により上記のとおり届けます。 00年00月00日

事業主	雇入れ又は離職に係る事業所 （名称）株式会社 労働局 大阪西営業所 （所在地）大阪市00001-2-34 TEL 06-0000-0000	雇用保険適用事業所番号 0000-0000-00
	主たる事務所 （名称）株式会社 労働局 （所在地）大阪市00001-3-8 TEL 06-0000-0000	
氏名	代表取締役 労働 大助	

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	000 公共職業安定所長 殿
--------------------	----------------------	----	-------------------

姓・名・ミドルネームに関わらず在留カードに記載されている通りに記入してください。

在留資格「特定活動」・「特定技能1号（又は2号）」の方を雇い入れる場合、指定書の確認を行ってください。

外国人が就労する事業所（支店、店舗、工場など）を記入してください。

雇入れ又は離職に係る事業所が支店、店舗、工場などである場合には、本社や雇用保険適用事業所を記入してください。

派遣・請負労働者はここにチェック